国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に係る共通化推進方針

令和７年６月２日決定
デジタル庁
内閣府地方分権改革推進室
国家資格を所管する府省庁

国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針（令和６年６月 21 日閣議決定）に基づき、共通化の対象となる業務・システム「国家資格等情報連携・活用システム」の利用拡大に係る推進方針は、以下のとおりとする。

１．はじめに

⑴ 国家資格等のオンライン・デジタル化の概要

国家資格については、資格登録・氏名変更等の手続や、資格を証明する場面において、これまでは紙・対面・郵送といったオフライン・アナログが主流であり、資格保有者・資格管理者の双方にとって負担が大きかった。

国家資格等のオンライン・デジタル化により、マイナンバーカードを用いて、マイナポータルから便利なサービスが利用可能となり、具体的には資格保有者において以下のような利便性向上が実現される。

- 資格試験の合格者が行う資格登録申請や資格保有者が行う氏名変更等の手続きがオンラインで可能となる。
- そうした手続時に、戸籍の写しや住民票の写しが不要となり、手数料もオンライン決済が利用できる。
- 「デジタル資格者証」をダウンロードして、資格証明に利用できるようになる。

図－１　国家資格等のオンライン・デジタル化の概要

(2) 国家資格等のオンライン・デジタル化に向けたスケジュール（これまで）

デジタル庁では関係省庁・関係団体とも連携し、マイナンバーを利用可能とする法改正を 2021 年と 2023 年に実施するとともに、資格管理者が個別にシステムを開発しなくて済むよう、共同利用できるシステム（国家資格等情報連携・活用システム。以下「本システム」という）を構築し、2024 年 8 月から提供を開始した。

国家資格等のデジタル化に向けた実現スケジュール（これまで）

- **社会保障等に係る34の国家資格等については、**「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和３年法律第37号）」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和５年６月９日閣議決定）」に基づき、**令和５年度までに資格管理者等が共同利用できるシステムの開発・構築を行い、令和６年度に可能なものからマイナンバーを利用した手続のデジタル化を開始する。**
- **令和６年度においては、システム運用を開始するほか、**令和５年６月に成立した「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第48号）」に基づき、**社会保障等以外の分野を含めた48の国家資格等に係るシステム改修等の整備を実施する。**

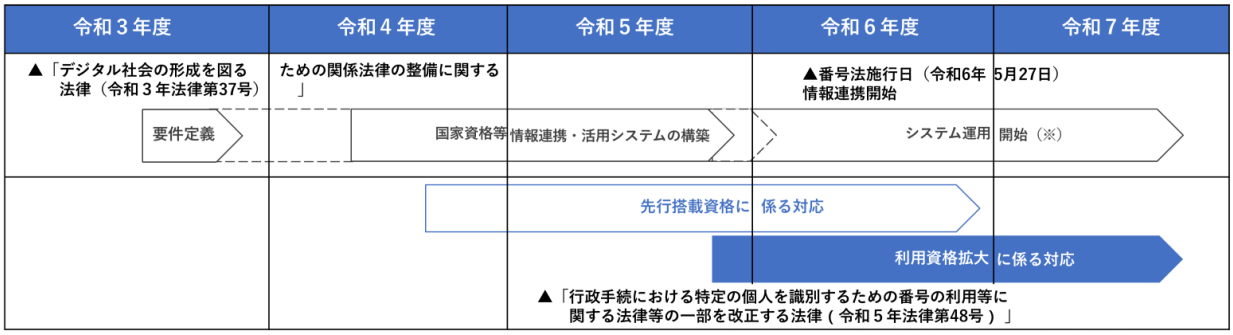

※具体的なサービスイン時期は資格毎となることから、各資格管理者（関係省庁、都道府県、士業団体ほか）と調整を図っている。

図－２　国家資格等のデジタル化に向けた実現スケジュール（これまで）

国家資格等のオンライン・デジタル化のシステム構成図

- 本施策は、現行では紙媒体を前提に運用されている多くの国家資格関係事務に対して、マイナンバー制度の活用により、各種申請手続のオンライン化や資格情報の連携などのデジタル化を推進するものである。

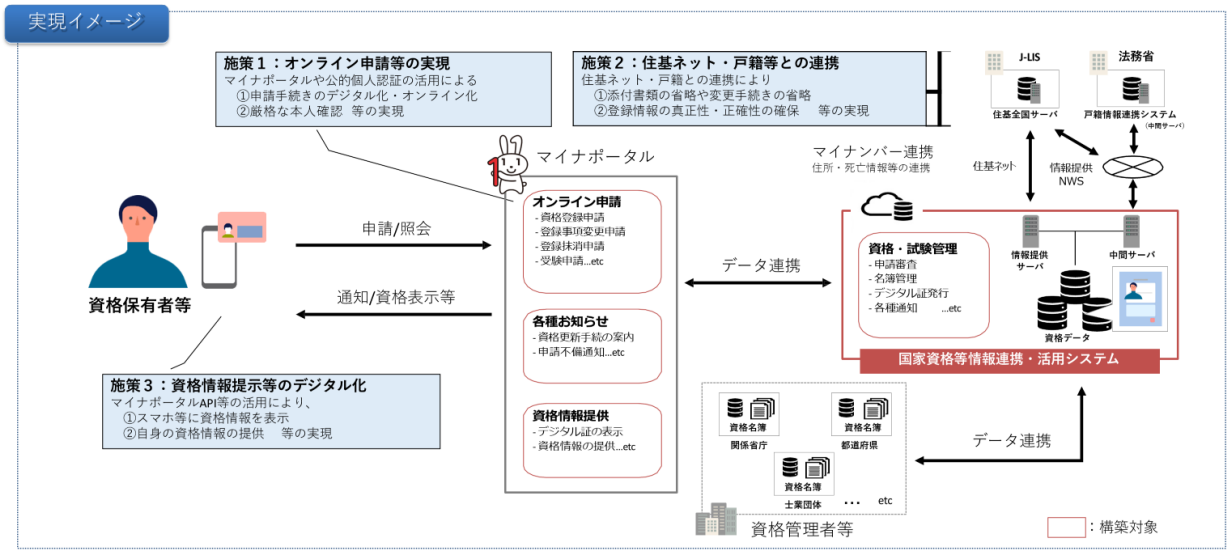

図－３　国家資格等のオンライン・デジタル化のシステム構成図

２０２１年度（令和３年度）の法改正対象資格

・税・社会保障等に係る以下の３４資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基ネット・戸籍情報連携システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システムによるデジタル化の検討を行い、令和６年度からの順次サービス開始を目指す。

①	医師（医師臨床研修修了者）	⑫	言語聴覚士	㉓	介護福祉士
②	歯科医師（歯科医師臨床研修修了者）	⑬	臨床検査技師	㉔	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉕	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉖	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉗	管理栄養士
⑥	保健師	⑰	歯科技工士	㉘	栄養士
⑦	助産師	⑱	あん摩マッサージ指圧師	㉙	保育士
⑧	理学療法士	⑲	はり師	㉚	介護支援専門員
⑨	作業療法士	⑳	きゅう師	㉛	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉑	柔道整復師	㉜	税理士
⑪	義肢装具士	㉒	救急救命士		

図－４　２０２１年度（令和３年度）の法改正対象資格

12

２０２３年度（令和５年度）の法改正対象資格

・令和５年の番号法等改正を実施した国家資格は４８資格に渡り、政省令等の所要の整備を実施した上で、順次デジタル化を開始する。

【こども家庭庁】
- 国家戦略特別区域限定保育士
- 受胎調節実地指導員

【総務省・法務省・文部科学省・経済産業省】
- 行政書士
- 司法試験、司法試験予備試験
- 教員
- 情報処理安全確保支援士

【国土交通省（観光庁）】

住宅・建築関係
- 一級建築士、二級建築士、木造建築士、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者 構造計算適合判定資格者、マンション管理士

自動車関係
- 自動車整備士

海事関係
- 海技士、小型船舶操縦士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手

観光関係
- 全国通訳案内士、地域通訳案内士

【厚生労働省】

健康・医療関係
- 精神保健指定医、保険医、保険薬剤師、死体解剖資格、調理師、理容師、美容師、給水装置工事主任技術者 製菓衛生師、クリーニング師、専門調理師、登録販売者、衛生検査技師、建築物環境衛生管理技術者 医師少数区域経験認定医師 難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医

雇用・労働関係
- 職業訓練指導員、技能士、キャリアコンサルタント、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士
- 労働安全衛生法による免許
  （第一種衛生管理者、第二種衛生管理者、衛生工学衛生管理者、高圧室内作業主任者、ガス溶接作業主任者、林業架線 作業主任者、特級ボイラー技士、一級ボイラー技士、二級ボイラー技士、エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者、特定第一種圧力容器取扱作業主任者、発破技士、揚貨装置運転士、特別ボイラー溶接士、普通ボイラー溶接士、ボイラー整備士、クレーン・デリック運転士、移動式クレーン運転士、潜水士）

図－５　２０２３年度（令和５年度）の法改正対象資格

13

(3) デジタル化が可能となった資格等のうち都道府県が関係するもの

2021 年度および 2023 年度の法改正により、オンライン・デジタル化が可能となった国家資格等のうち、都道府県が関係するものは、都道府県が資格管理者として事務を取り扱う資格が計 19 資格、経由事務の廃止等を検討している資格が計 15 資格となっている。

ア．都道府県が資格管理者として事務を取り扱う資格　計１９資格

准看護師、栄養士、技能士、介護支援専門員、調理師、製菓衛生師、クリーニング師、登録販売者、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、職業訓練指導員、保育士、国家戦略特別区域限定保育士、受胎調節実地指導員、教員、二級建築士、木造建築士、全国通訳案内士、地域通訳案内士

イ．経由事務の廃止等を検討している資格　計１５資格

医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、死体解剖資格、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、歯科技工士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者

(4) 国家資格等のオンライン・デジタル化の開始・現在の状況

2024 年 8 月より 4 つの国家資格（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）がデジタル化を開始しており、2025 年 3 月末時点では、社会保険労務士、保険医、保険薬剤師を加えた計 7 資格で利用されている。

利用開始時に可能な手続は資格ごとに異なるものの、今後、77 資格について順次デジタル化の開始を予定している。

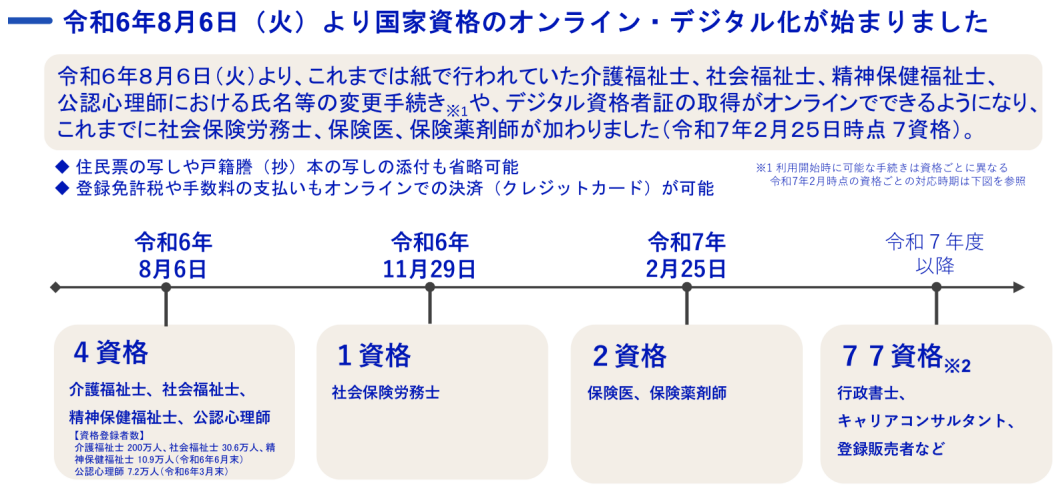

※2　令和７年度以降の７７資格

医師、歯科医師、看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、衛生検査技師、死体解剖、医師臨床研修修了者、歯科医師臨床研修修了者、医師少数区域経験認定医師、薬剤師、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、救急救命士、管理栄養士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、国家戦略特別区域限定保育士、保育士、介護支援専門員、准看護師、栄養士、難病指定医（協力難病指定医）、小児慢性特定疾病指定医、税理士、小型船舶操縦士、行政書士、司法試験、司法試験予備試験、建築物環境衛生管理技術者、建築物調査員、建築設備等検査員、建築基準適合判定資格者、構造計算適合判定資格者、情報処理安全確保支援士、海技士、調理師、精神保健指定医、キャリアコンサルタント、給水装置工事主任技術者、専門調理師、技能士（131種）、労働安全衛生法による免許（20種）、技能講習修了証（69種）、登録販売者、全国通訳案内士、地域通訳案内士、職業訓練指導員、製菓衛生師、クリーニング師、受胎調節実地指導員、教員、一級建築士、二級建築士、木造建築士、マンション管理士、自動車整備士、海事代理士、衛生管理者、救命艇手、理容師、美容師、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、作業環境測定士、特定社会保険労務士、年金数理人

図－６　国家資格等のオンライン・デジタル化の進捗状況

(5) 国家資格等のオンライン・デジタル化により期待される効果

国家資格等のオンライン・デジタル化により期待される効果は、資格保有者においては（１）で述べた通りだが、資格管理者においてもデジタル化により、以下のメリットが期待できる。

・ 申請の受付や審査の迅速化とコスト削減
・ 政府の戸籍情報連携システム等と連携することによる管理情報の正確性の向上

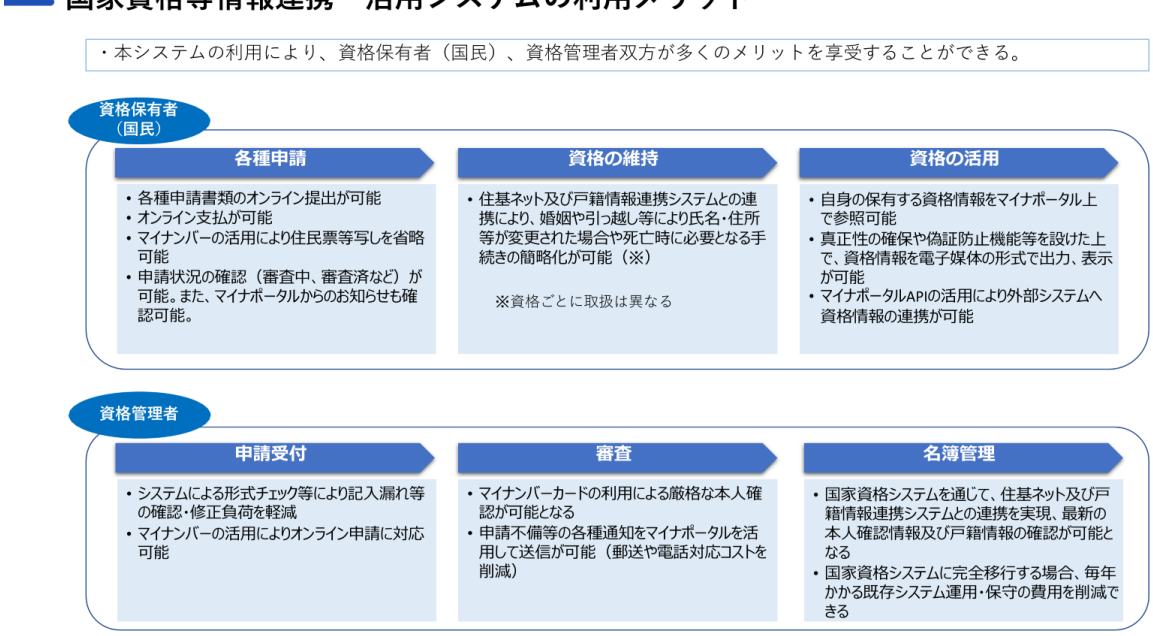

図－７　国家資格等情報連携・活用システムの利用メリット

(6) 本システムの機能（資格管理者向け）

本システムでは、申請受付、審査、名簿管理といった資格管理業務を想定した機能を提供しており、資格管理者は、運用に併せて必要な機能を選択的に利用することが可能である。

ア．申請受付に関する機能

資格保有者（国民）のマイナポータルを通じたオンライン申請を可能とする。本機能を利用することで、マイナンバーカードによる厳格な本人確認や申請内容の形式チェック等が可能となる。

「申請」機能の利用イメージ

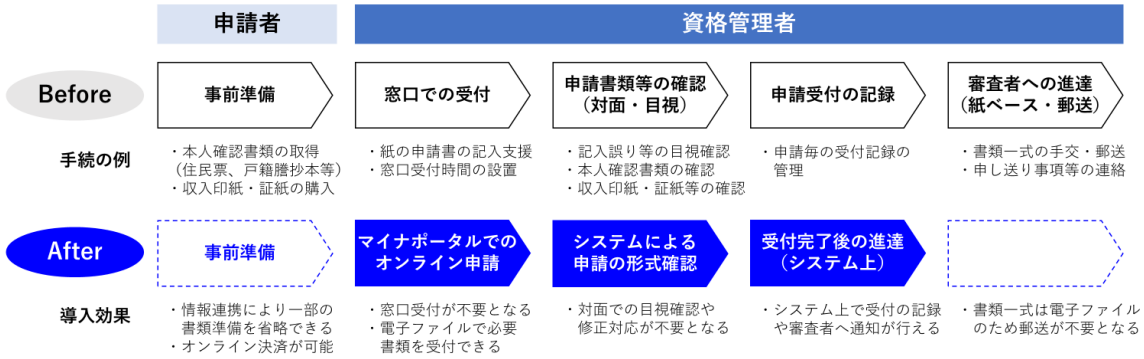

図－８　「申請」機能の利用イメージ

イ．審査に関する機能

本システムで申請内容の審査、不備訂正指示等の通知を行うことを可能とする。本機能を利用することで、同一又は複数機関にまたがる審査開始連絡や申し送りなどをシステム上で完結すること等が可能となる。

「審査」機能の利用イメージ

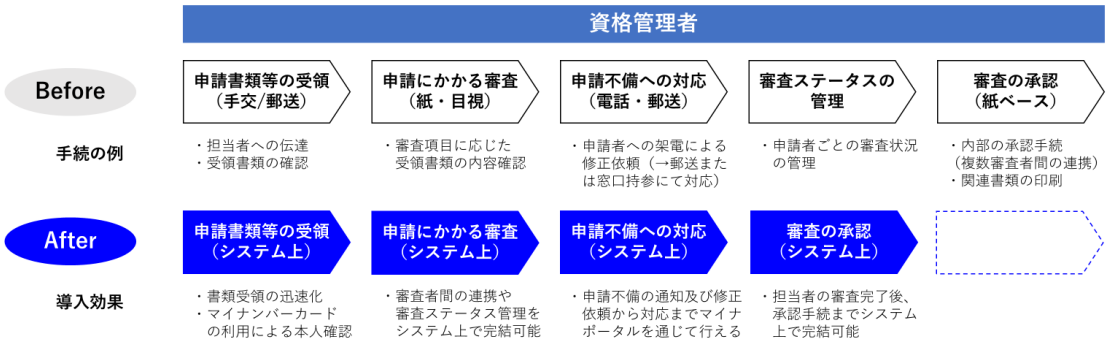

図－９　「審査」機能の利用イメージ

ウ．名簿管理に関する機能

本システムで名簿情報の検索や統計情報の出力を可能とする他、住基ネットおよび戸籍情報連携システムとの連携を実現し、最新の本人確認情報および戸籍情報の確認を可能とする。本機能を利用することで、名簿管理事務の効率化や名簿情報の最新化が可能となる。

「名簿管理」機能の利用イメージ

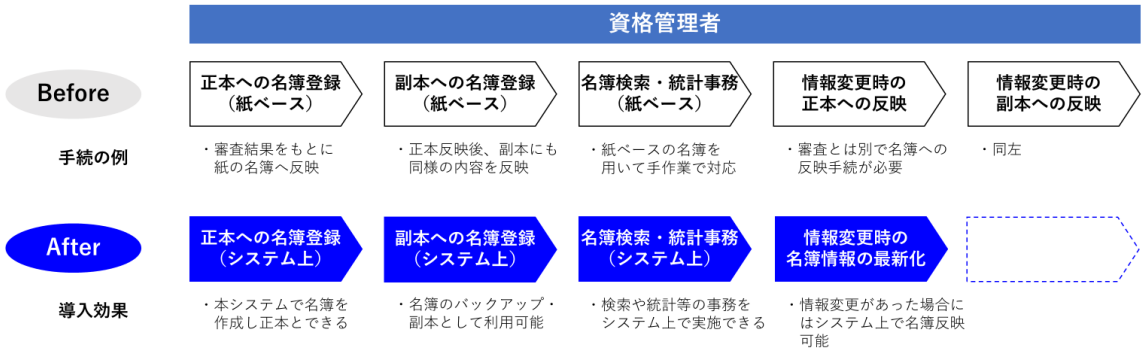

図－１０　「名簿管理」機能の利用イメージ

(7) デジタル資格者証の概要・活用方法（資格保有者向け）

本システムは、資格保有者のデジタル資格者証に係る機能を実装し、資格保有者はこれを取得・利用することが可能となる。真正性の確保や偽証防止機能等を設けたうえで、資格情報を電子媒体の形式で出力、表示が可能となり、出力された電子媒体については、デジタル資格者証として様々なシーンで活用が見込まれる。

デジタル資格者証の概要

国家資格システムでは、「デジタル資格者証」の発行が可能となります。
デジタル資格者証は国家資格システムが保有する名簿情報をもとに発行され、申請者が当該資格情報を有することを確認することが可能です。当該資格者証には電子署名を付与することで、改ざん検知が可能な仕組みを有しております。
なお、デジタル資格者証はPDF形式で発行され、主な用途としては印刷して利用いただくことを想定しております。

デジタル資格者証のイメージおよび掲載項目は以下のとおりとなります。

#	構成要素	記載形式	備考
①	資格名称	○○資格証	–
②	氏名	苗字　氏名	–
③	生年月日	yyyy/mm/dd	–
④	登録番号	第000000000号	桁数等は資格依存
⑤	発行日/登録日/交付日	yyyy/mm/dd	–
⑥	QRコード	–	検証用
⑦	交付機関/者名	–	1点のみ記載
⑧	本人写真	–	顔写真ありの場合のレイアウトも準備予定
⑨	その他項目	–	上記以外で掲載項目が必要な場合、資格証の裏面に表示

【デジタル資格者証イメージ】

※デジタル資格者証はマイナポータルから資格者本人がダウンロード可能となります。また、表示項目においては名簿情報に登録された氏名が表示されます（そのため、旧姓"表記"には対応いたしません）。また、出力項目は各資格管理団体にて設定いただくことになります。（資格者本人の希望に沿って可変とはできません）

図－１１　デジタル資格者証の概要

デジタル資格者証の活用方法

デジタル資格者証は二次元コードを読み込むことで有効性を確認できます。
紙の提出が必要な場合は印刷して送付も可能です。

1. 対面でデジタル資格者証を提示

（目視確認もスマホ読み取りも確認可能）

2. メールで資格者証データを添付し送付

3. 印刷した資格者証を対面で提出

4. 印刷した資格者証を郵送で提出

図－１２　デジタル資格者証の活用方法

２．本システムの利用拡大スケジュール

2025 年度以降の各資格の利用開始スケジュール※については以下の通りである。スケジュールに従い、各資格の利用拡大を実現していく。また、都道府県が関係する資格をはじめとした各資格の利用拡大の進捗を踏まえ、その他資格、免許、試験、講習修了証等における本システムの利用に係る要望への対応を検討する。

国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大スケジュール

※オンライン・デジタル化が可能となった資格等のうち
・都道府県が資格管理者となる資格等
・経由事務の廃止等を検討している資格等

資格管理者での順次の利用開始
47都道府県で準備完了次第同タイミングで一斉利用開始
R7年度に一部の都道府県で利用開始

	No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁
			2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度以降（令和10年度以降）	
都道府県が資格管理者となる資格等	1	准看護師						厚生労働省
	2	難病指定医（協力難病指定医）						厚生労働省
	3	小児慢性特定疾病指定医						厚生労働省
	4	技能士						厚生労働省
	5	栄養士						厚生労働省
	6	介護支援専門員						厚生労働省
	7	調理師						厚生労働省
	8	製菓衛生師						厚生労働省
	9	クリーニング師						厚生労働省
	10	登録販売者						厚生労働省
	11	職業訓練指導員						厚生労働省
	12	保育士						こども家庭庁
	13	国家戦略特別区域限定保育士						こども家庭庁
	14	受胎調節実地指導員						こども家庭庁
	15	教員						文部科学省
	16	二級建築士						国土交通省
	17	木造建築士						国土交通省
	18	全国通訳案内士						観光庁
	19	地域通訳案内士						観光庁
経由事務の廃止等を検討している資格等	20	医師						厚生労働省
	21	歯科医師						厚生労働省
	22	保健師						厚生労働省
	23	助産師						厚生労働省
	24	看護師						厚生労働省
	25	死体解剖資格						厚生労働省
	26	診療放射線技師						厚生労働省
	27	臨床検査技師						厚生労働省
	28	衛生検査技師						厚生労働省
	29	歯科技工士						厚生労働省
	30	理学療法士						厚生労働省
	31	作業療法士						厚生労働省
	32	視能訓練士						厚生労働省
	33	建築基準適合判定資格者						国土交通省
	34	構造計算適合判定資格者						国土交通省

（参考）オンライン・デジタル化が可能となった84資格に関する利用拡大スケジュール

※資格名が赤字となっている資格
・都道府県が資格管理者となる資格等
・経由事務の廃止等を検討している資格等

資格管理者での順次の利用開始
47都道府県で準備完了次第同タイミングで一斉利用開始
R7年度に一部の都道府県で利用開始

	No.	資格名	国家資格等情報連携・活用システムの利用開始時期（想定）					担当府省庁
			2024年度（令和６年度）	2025年度（令和７年度）	2026年度（令和８年度）	2027年度（令和９年度）	2028年度以降（令和10年度以降）	
利用開始済み資格	1	介護福祉士	■					厚生労働省
	2	社会福祉士	■					厚生労働省
	3	精神保健福祉士	■					厚生労働省
	4	公認心理師	■					厚生労働省
	5	社会保険労務士	■					厚生労働省
	6	保険医	■					厚生労働省
	7	保険薬剤師	■					厚生労働省
利用開始を予定する資格	8	税理士		■				財務省
	9	海技士		■	■	■	■	国土交通省
	10	小型船舶操縦士		■	■	■	■	国土交通省
	11	行政書士		■				総務省
	12	司法試験		■				法務省
	13	司法試験予備試験		■				法務省
	14	給水装置工事主任技術者		■	■	■	■	国土交通省
	15	建築物環境衛生管理技術者		■	■	■	■	厚生労働省
	16	キャリアコンサルタント		■	■	■	■	厚生労働省
	17	労働安全衛生法による免許		■	■	■	■	厚生労働省
	18	技能講習		■	■	■	■	厚生労働省
	19	技能士		■	■	■	■	厚生労働省
	20	建築基準適合判定資格者		■	■	■	■	国土交通省
	21	構造計算適合判定資格者		■	■	■	■	国土交通省
	22	准看護師		■	■	■	■	厚生労働省
	23	難病指定医（協力難病指定医）		■	■	■	■	厚生労働省
	24	小児慢性特定疾病指定医		■	■	■	■	厚生労働省
	25	医師			■	■	■	厚生労働省
	26	歯科医師			■	■	■	厚生労働省
	27	保健師			■	■	■	厚生労働省
	28	助産師			■	■	■	厚生労働省
	29	看護師			■	■	■	厚生労働省
	30	死体解剖資格			■	■	■	厚生労働省
	31	診療放射線技師			■	■	■	厚生労働省
	32	臨床検査技師			■	■	■	厚生労働省
	33	衛生検査技師			■	■	■	厚生労働省
	34	歯科技工士			■	■	■	厚生労働省
	35	理学療法士			■	■	■	厚生労働省
	36	作業療法士			■	■	■	厚生労働省
	37	視能訓練士			■	■	■	厚生労働省
	38	栄養士			■	■	■	厚生労働省
	39	介護支援専門員			■	■	■	厚生労働省
	40	調理師			■	■	■	厚生労働省
	41	製菓衛生師			■	■	■	厚生労働省
	42	クリーニング師			■	■	■	厚生労働省

	43	登録販売者						厚生労働省
	44	職業訓練指導員						厚生労働省
	45	保育士						こども家庭庁
	46	国家戦略特別区域限定保育士						こども家庭庁
	47	受胎調節実地指導員						こども家庭庁
	48	教員						文部科学省
	49	全国通訳案内士						観光庁
	50	地域通訳案内士						観光庁
	51	二級建築士						国土交通省
	52	木造建築士						国土交通省
	53	医師臨床研修修了者						厚生労働省
	54	歯科医師臨床研修修了者						厚生労働省
	55	薬剤師						厚生労働省
	56	義肢装具士						厚生労働省
	57	言語聴覚士						厚生労働省
	58	臨床工学技士						厚生労働省
	59	歯科衛生士						厚生労働省
	60	あん摩マッサージ指圧師						厚生労働省
	61	はり師						厚生労働省
	62	きゅう師						厚生労働省
	63	柔道整復師						厚生労働省
	64	救急救命士						厚生労働省
	65	管理栄養士						厚生労働省
	66	理容師						厚生労働省
	67	美容師						厚生労働省
	68	精神保健指定医						厚生労働省
	69	特定社会保険労務士						厚生労働省
	70	医師少数区域経験認定医師						厚生労働省
	71	情報処理安全確保支援士						経済産業省
	72	一級建築士						国土交通省
	73	建築物調査員						国土交通省
	74	建築設備等検査員						国土交通省
	75	自動車整備士						国土交通省
	76	海事代理士						国土交通省
	77	マンション管理士						国土交通省
	78	衛生管理者						国土交通省
	79	救命艇手						国土交通省
	80	専門調理師						厚生労働省
	81	年金数理人						厚生労働省
	82	労働安全コンサルタント						厚生労働省
	83	労働衛生コンサルタント						厚生労働省
	84	作業環境測定士						厚生労働省

※調整を進める中で開始時期を早期化できる場合は積極的に実施する。

３．本システムの利用に係る支援策

オンライン申請やデジタル資格者証の利活用についてはその法的効力や取り扱いの整備等、必要となる制度的対応が想定されるため、関係省庁と連携のうえ指針を示していく必要がある。

また、都道府県における本システムの利用検討が円滑に進むために、都道府県の資格管理事務を念頭においた機能追加の検討やガイドラインの整備を行うとともに、モデルケースとなる導入事例の創出や周知・広報の強化を通じて、支援の充実を図る必要がある。

(1) 各資格団体に対する支援策

ア．利用メリット発現のために必要となる制度的対応等の調査・検討

オンライン申請やデジタル資格者証の利活用等の促進を通じた資格保有者及び資格管理者における利用メリットのさらなる発現に向けて、例えば以下のような観点から、総務省行政評価局等と連携のうえ必要となる制度的対応等の調査を検討・実施する（期間：2025 年度中に実施）。

オンライン申請の場面に関して

・資格保有者が何らかの申請を行う場合、その資格を証明できないか

デジタル資格者証に関して

・従来資格者証の携帯義務がある場合、デジタル資格者証で代替できないか

・従来資格者証の提示等義務がある場合、デジタル資格者証の送信等で代替できないか

その他に関して

・デジタル資格者証の利用に際して、現行制度上、何らかの障壁が存在していないか

・資格保有者および資格管理者のニーズを踏まえた利活用方策が検討できないか

イ．本システムの機能拡充に係る調査・検討

本システムの利用を開始または予定している国家資格に対し、事務軽減に資する共通機能への要望調査を定期的に実施し、資格管理における利便性向上を図る（期間：2025 年度から実施）。

ウ．都道府県の利用拡大に向けたガイドライン※のさらなる充実

地方公共団体向けガイドラインを、他の支援策を踏まえつつ改訂し、都道府県における調整プロセスや運用検討の円滑化に向けて提供する（期間：2025 年度中に実施）。

※本システムの地方公共団体向けガイドラインに示している主な対応事項

（ア）企画

本システム導入時の業務フロー設計や個別資格毎の利用パターンおよび設定事項の検討を行う必要がある。なお、既存システムとの併用を想定する場合は、その併用の在り方および必要となる既存システムの改修内容についても検討する必要がある。

（イ）システム対応

回線準備や基盤疎通などの環境整備を実施したうえで、利用開始に向けた各種テストやシステムおよびデータの移行、その他必要となる対応事項を実施する必要がある。

（ウ）特定個人情報保護評価

国の行政機関や地方公共団体がマイナンバーを含んだ個人情報（特定個人情報）を取り扱う場合に実施が義務づけられている特定個人情報保護評価を実施する必要がある。

（エ）条例整備・改正

本システムの導入に伴い、現行業務からの変更が発生するに当たり、必要に応じて条例や事務処理に関する要綱等の内規について改正を検討し、実施する必要がある。

（オ）職員教育・広報

職員向けに、事務処理要領の整備や教育研修を実施する必要がある。また、オンライン申請の利用者拡大に向けては、導入前後の周知や広報を実施する必要がある。

エ．都道府県の利用拡大に向けたモデルケースの創出

都道府県が資格管理者となる資格において、事務運用及びシステム利用

に係る設定の先行事例をつくり、後続の資格が円滑に搭載するためのモデルケースを整備する（期間：2025 年度中に実施）。

(2) 各資格の利用促進に対する支援策

オ. オンライン申請等を利用する資格保有者の増加に向けた周知・広報支援

本システムを利用する資格における周知・広報の強化を、各資格の資格管理団体や所管省庁と連携して積極的に進める（期間：2025 年度から実施）。

４．都道府県の経由事務の廃止を含めた事務の軽減策等

本システムの利用拡大に伴い、申請者は資格登録・氏名変更等の手続を直接免許等権限者に対しオンライン上で行うことが可能になるため、当該手続に係る受付や取りまとめ等の経由事務廃止を含め、事務の効率化・合理化を推進する必要がある。

(1) 具体的な対応方策

内閣府地方分権改革推進室は、地方分権改革に関する提案募集において、本システムの利用を含む手続のオンライン化に伴い経由事務の廃止を求める提案を重点的に募集し、提案の実現に向けて関係府省庁と協議する。

関係府省庁においては、国・地方全体で見た事務の効率化・合理化を図る観点から、経由事務の廃止を求める提案の実現に向けて真摯に検討を行う。検討に当たっては、本システムの導入により、登録・変更等の手続について、効率化が図られる必要な体制整備が整い次第、オンラインによる手続の場合には、都道府県の経由を要しないことを基本とする。

また、免許証等のデジタル化及び交付手続における検討に当たっては、本システムにおけるデジタル資格者証を免許証等の原本とすることについて、当該システムの活用状況を踏まえつつ関係者と協議の上で検討するとともに、必要な体制整備が整い次第、免許証等の交付に係る都道府県の経由を要しないことを基本とする。

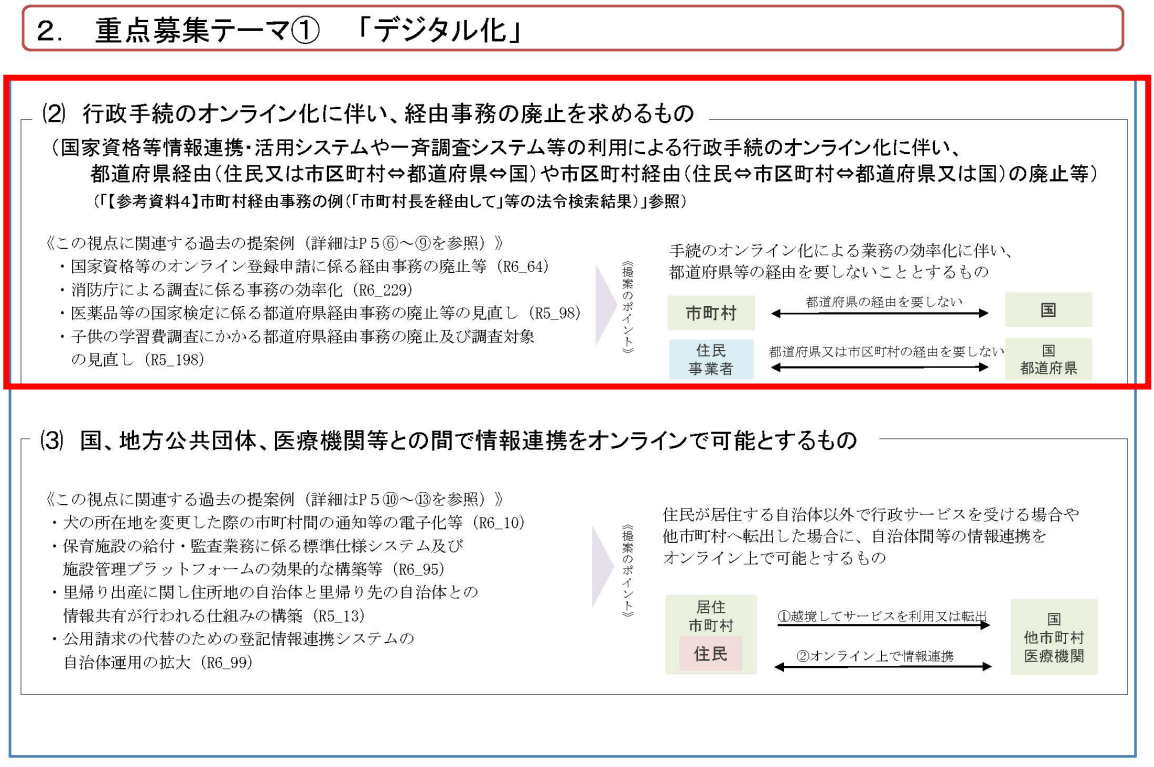

図－１３　令和７年の提案募集の方針について（抜粋）

(2) フォローアップ

内閣府地方分権改革推進室及び関係府省庁における対応の結果、継続した協議・検討が必要とされたものについては、地方公共団体等の意見も取り入れながら、課題の解消策を検討し、可能な限り早期の実現を目指す。

以上